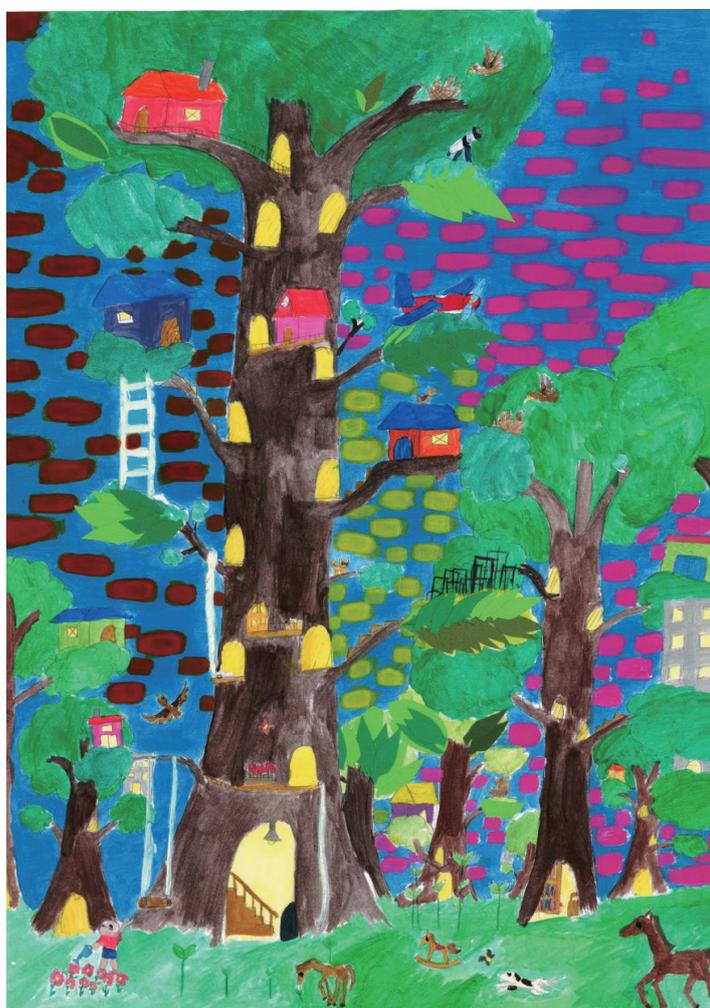


第1章 環境共生

～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



（狭山台中学校 1 年）

「耳をすませばきれいな緑がささやくまち」

（狭山台小学校 6 年）

第1章 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～	1	環境保全の総合的な推進	1	環境保全の体制の充実	(1)	市民、市民団体、事業者などとのパートナーシップの形成
					(2)	狭山市環境マネジメントシステムの推進
			2	地球環境の保全	(1)	地球温暖化対策の推進
			(2)	エネルギー対策の推進		
			(3)	生態系の保全		
		3	環境に対する意識の向上	(1)	地域での環境学習の推進	
			(2)	学校での環境学習の推進		
	2	緑地保全の推進	4	緑地の保全と活用	(1)	緑地の指定や公有地化の推進
					(2)	緑地の活用と保全活動の推進
	3	快適な生活環境の確保	5	環境保全対策の推進	(1)	水質・大気汚染などの防止
					(2)	環境調査事業の充実
			6	環境の美化と生活環境の保全	(1)	身近な環境に対する意識啓発
					(2)	水辺の環境美化活動の促進
		(3)	空き家対策の推進			
	4	循環型社会の形成	7	ごみの減量化とリサイクルの推進	(1)	4Rの普及啓発・教育の充実
					(2)	ごみ発生抑制の推進
(3)					廃棄物のリサイクル推進	
8			廃棄物の適正な処理	(1)	廃棄物収集体制の効率的な運用	
	(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新				
	(3)	廃棄物処理施設跡地の適切な管理と有効活用				

施策 1

環境保全の体制の充実

施策の目指す姿

市民、市民団体、事業者などと市が連携して、環境の保全に向けた取り組みが総合的に推進されることにより、環境に優しい市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市*が実現しています。

施策の現状

本市では、市民などの意向を反映した狭山市環境基本計画*を策定するとともに、市民団体、事業者などとの協働による環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。

事業者は、ISO14001*やエコアクション21*を活用した環境保全を展開しています。また、市民団体は、それぞれの活動とともに、各団体が連携した取り組みを行っています。

狭山市環境基本計画の進行管理は、ISO14001を活用した狭山市環境マネジメントシステムで行っています。

施策の課題

- 環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的展開が必要です。

※環境共生都市とは

(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

※狭山市環境基本計画とは

狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点を置いた考え方や望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

※ISO14001とは

国際標準化機構が作成した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。

※エコアクション21とは

事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うための仕組みについて、環境省が策定したガイドラインのこと。

主なとりくみ

(1) 市民、市民団体、事業者などとのパートナーシップの形成

- 市民、市民団体、事業者などの主体的な環境保全活動への支援を通じて、パートナーシップの充実を図り、協働して環境保全に取り組みます。

(2) 狭山市環境マネジメントシステムの推進

- 狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進行管理の徹底などにより、システムの継続的な改善を行い、環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
環境保全活動に係る協働事業実施件数	18件	30件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 環境保全のための取り組みの理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 団体間の連携をさらに深め、協働による取り組みを広げていきましょう。
- 事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

施策 2

地球環境の保全

施策の目指す姿

市民、市民団体、事業者などと市が連携して、地球環境や生態系[※]の保全に取り組むことにより、環境分野における持続可能な社会が実現しています。

施策の現状

地球温暖化は、事業者による取り組みだけでなく、日常生活における市民一人一人の取り組みが重要な問題であることから、本市では、狭山市地球温暖化対策実行計画を策定し、その対策に取り組んでいます。

エネルギー対策については、住宅用省エネルギーシステム設置費補助事業を実施し、再生可能エネルギーなどの活用を促進しています。

また、生態系を保全するため、特定外来生物などの駆除事業を実施しています。

施策の課題

- 地球環境を保全するため、狭山市地球温暖化対策実行計画を見直し、エネルギーの地産地消を進め、また、多様な動植物と共生する環境を守り生態系を保全するための対策が必要です。

※生態系とは

ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を併せた、ひとつの総合した系（システム）のこと。

主なとりくみ

(1) 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策のため、温室効果ガス*の削減目標量を具体的に設定し、目標の達成に向け、市民、市民団体、事業者などと市が連携して、排出量の削減に取り組みます。

(2) エネルギー対策の推進

- 日々の暮らしや事業活動において省エネルギー化を促進するとともに、市においても省エネルギー型機器を導入するなど、省エネルギー化に率先して取り組みます。
- 省エネルギー化や自然エネルギーの活用についての情報を収集し、市民、市民団体、事業者などへ周知します。
- 公共施設における省エネルギー化または再生可能エネルギー活用の取り組みを進めます。

(3) 生態系の保全

- 緑地や河川における動植物の生息・生育状況に関する情報を収集し、良好な生態系の保全に努めます。
- 生態系に影響を及ぼす特定外来生物などの駆除を実施します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
狭山市全体の温室効果ガス排出量 (それぞれの年度に埼玉県から公表された数値)	1,053.9千トン-CO ₂	807.9千トン-CO ₂

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルへ転換しましょう。
- 日々の暮らしのなかで、省エネルギー化の推進や自然エネルギーの活用に取り組みましょう。
- 動植物の遺棄をやめるとともに、特定外来生物などの駆除に協力しましょう。

※温室効果ガスとは
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素などの気体のこと。

施策 3

環境に対する意識の向上

施策の目指す姿

子どもの頃から環境について学ぶことにより、市民一人一人が環境への理解を深め、日々の暮らしのなかで環境負荷の低減に努め、自ら積極的に環境に配慮し行動しています。

施策の現状

市民生活や事業活動において、市民一人一人が常に環境に配慮して行動するためには、子どもから大人まで、幅広い年代にわたる環境学習が重要であり、本市では、小中学校での社会科や理科、総合的な学習の時間を中心に、教育活動の様々な機会を捉え、環境学習を進めています。また、公民館事業などでは環境講座を開催し、環境に対する意識の向上に取り組んでいます。

施策の課題

- 市民一人一人が環境に配慮して行動できるよう、地域や学校における啓発活動が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域での環境学習の推進

- 公民館事業などにより、地域における環境学習の機会を確保し、市民の自主的な環境学習を促進します。
- 市民、市民団体、事業者などと連携・協働し、環境に対する意識を高める事業を実施します。

(2) 学校での環境学習の推進

- 学校での環境学習において、自然環境の保全やリサイクル型社会の重要性などを学ぶことで、子ども達の日常生活における環境に対する意識の向上に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
環境講座への参加者数	621人	1,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域ぐるみで環境学習を進め、環境活動に積極的に参加しましょう。
- 環境について学校で学んだことを日常生活で実践しましょう。

施策 4

緑地の保全と活用

施策の目指す姿

地域制緑地※の指定や公有地化により、広域的に緑地が保全され、市民の憩いの場として活用されています。

施策の現状

近年、開発や相続などの影響により緑地面積は徐々に減少しており、緑地の十分な確保が困難になっていますが、景観の形成や市民の憩いの場の提供及び二酸化炭素の削減効果などの観点から、緑地の適正な保全と活用は重要度を増しています。

本市では、市内に残された緑地のうち、約 136ha を貴重な緑地として地域制緑地に指定するとともに、保全する必要性が高く、まとまった景観を形成している稲荷山特別緑地保全地区・ふるさとの緑の景観地※・入間川左岸斜面緑地・狭山市ふれあい緑地※の一部など約 21ha を公有地化しています。特に、堀兼・上赤坂公園周辺は緑のトラスト保全第 9号地※として約 7ha を公有地化し、市民団体の協力のもと、維持管理に取り組んでいます。

また、市街地やその周辺に残された平地林では、借地などにより約 3ha を狭山市ふれあい緑地に指定し、市民や市民団体などとの協働による管理のもと、憩いの場として提供しています。

施策の課題

- まとまった緑地の適正な保全や、身近な緑地の管理活動が必要です。

※地域制緑地とは

特別緑地保全地区、緑地保全地区など、法令などに基づき保全するために指定した緑地のこと。

※ふるさとの緑の景観地とは

武蔵野の面影を残す雑木林など、県のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づいて指定されている樹林地のこと。

※狭山市ふれあい緑地とは

市街地に残された貴重な緑地を保全するため、所有者から借り上げ、市民の憩いの場として開放している緑地のこと。

※緑のトラスト保全第 9号地とは

県が県民からの寄付や寄贈、遺贈により埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の財産として保存していこうとする運動をさいたま緑のトラスト運動といい、その第 9号地として選ばれた樹林地のこと。

主なとりくみ

(1) 緑地の指定や公有地化の推進

- 社会情勢の変化を踏まえ、緑の基本計画を見直します。
- 市街地に残された緑地のうち、まとまった規模で景観を形成している平地林については、緑地の指定などにより保全を図ります。
- 緑のトラスト保全第9号地周辺を含む、ふるさとの緑の景観地内などの恒久的な保全が必要な緑地については、公有地化を進めます。

(2) 緑地の活用と保全活動の推進

- 市街地やその周辺に残された緑地を狭山市ふれあい緑地として借り上げるなどにより保全を図り、市民の憩いの場を提供します。
- 市民、市民団体などと協働し、地域での緑地保全活動を推進するとともに、環境の保全に取り組む団体を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
緑地の維持	—	緑地の減少を最小限に留める。

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 緑地の指定や公有地化への理解を深め、協力しましょう。
- 市民の憩いの場として緑地を活用しましょう。
- 身近なみどりの保全のために地域の緑地保全活動に積極的に参加しましょう。

施策 5

環境保全対策の推進

施策の目指す姿

工場や事業所において、水質汚濁や大気汚染などに関する法令が遵守されるとともに、国、県、市において環境への負担を減らす対策や公害への対策が適切に実施されることにより、環境汚染が未然に防止されています。

施策の現状

近年、本市における河川の水質汚濁や大気汚染については、工場や事業所への各種法令の規制強化などにより、大きな被害は発生していません。

入間川、不老川のBOD^{*}は、環境基準を達成しています。また、ダイオキシン類^{*}などの有害物質についても、河川及び大気において環境基準を達成しています。

騒音については、航空自衛隊入間基地の航空機による騒音のほか、近年、近隣の間での生活騒音に対する相談が増えつつあります。

施策の課題

- 水質や大気、生活環境を保全するためには、実態把握と適切な対応のもと、規制基準の遵守徹底や生活排水処理の適正化を継続することが必要です。

※BODとは
生物化学的酸素要求量のこと。

※ダイオキシン類とは
非常に毒性の強い有機塩素化合物(炭素、水素、酸素、塩素からできている化合物)のこと。

主なとりくみ

(1) 水質・大気の汚染などの防止

- 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法などに基づき、工場や特定事業所への立入検査を実施し（大気については事務を所管する県と情報を共有し）、規制基準の遵守徹底を指導するとともに、生活排水対策を計画的に推進します。

(2) 環境調査事業の充実

- 道路交通騒音、航空機騒音の実態把握や軽減対策のために、騒音に関するデータを継続的に収集し、状況に応じて必要な改善を関係機関へ要請します。また、生活騒音などの相談に対しては、適切かつ細やかな対応を図ります。
- ダイオキシン類の発生を防止するため、野焼き防止パトロールを実施するとともに、環境への影響を継続的に調査し、経年変化などを把握します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
特定事業所・工場排水の規制基準の達成率	97.7%	100%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 環境関連法令を守り、環境に配慮しましょう。
- 近隣に対し、生活騒音などに配慮した生活をしましょう。
- 野焼きをしないようにしましょう。

施策 6

環境の美化と生活環境の保全

施策の目指す姿

環境への意識が高まり、モラルが向上するとともに、市民一人一人が率先して環境の美化に取り組むことにより、ごみのポイ捨てや不法投棄が減少しています。

また、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家が減少し、市民が安全で安心して暮らせる環境が保たれています。

施策の現状

本市では、アダプトプログラム*に基づき道路や水辺などの環境美化活動を行う市民、市民団体、事業者などを支援しています。活動には小中学校なども参加し、環境美化意識の啓発に役立っています。

たばこなどのポイ捨てや犬のフンの放置については、防止キャンペーンなどの啓発活動を実施しています。

市民、市民団体、事業者などによる清掃活動や不法投棄監視パトロール、監視カメラの設置などにより、ごみの早期撤去と不法投棄防止に取り組んだ結果、不法投棄されるごみは減少しています。

また、核家族化や人口減少などに伴い、長期間利用されず適切に管理されていない空き家が増え、周辺住民の防災、防犯、衛生、景観など生活環境に悪影響を及ぼしていることから、市内の空き家の実態把握を行うとともに、関係部局が連携し、不適切な状態にあると認められる空き家の所有者に対して、空き家の適切な管理を促しています。

国においては、空き家対策を効果的に推進するため、法律の制定や、空き家の所有者が空き家を放置する要因にもなっている固定資産税・都市計画税に関わる税制の改正などを行っています。

施策の課題

- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた意識啓発と環境整備を継続していくことが必要です。
- 今後、空き家がますます増加していくことが予測される状況の中で、市民の生活環境の保全を図るため、総合的で計画的な空き家対策の推進が必要です。

*アダプトプログラムとは
市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のこと。

主なとりくみ

(1) 身近な環境に対する意識啓発

- 環境の美化に対する市民意識の高揚やモラルの向上を図るために各種キャンペーン活動を実施します。
- アダプトプログラムへの参加団体を拡充することで、市民、市民団体、事業者などが主体となる美化活動を促進します。

(2) 水辺の環境美化活動の促進

- 水辺環境の美化に関する市民意識の高揚を図り、市民団体、事業者などによる主体的な環境美化活動を支援します。

(3) 空き家対策の推進

- 防災、防犯、衛生、景観など多岐にわたる課題に適切に対応するため、関係部署が連携して空き家対策に取り組みます。
- 市内の空き家について調査するとともに、市民からの情報提供などにより、空き家に関するデータベースを整備します。
- 適切な管理が行われていないため周辺住民の生活環境に著しく悪影響を及ぼしている空き家について、法律に基づく立入調査や指導、勧告、命令など必要な措置を講じるとともに、不動産関係団体などの協力を得て、適切に管理されている空き家や空き家が除却された跡地の利活用を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
アダプトプログラム参加団体数	32団体	44団体

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ごみのポイ捨てや不法投棄を許さない環境づくりに積極的に協力しましょう。
- 不法投棄への関心を持ち、発見の際は、関係機関へ通報しましょう。
- 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 空き家の所有者は、空き家を適切に管理しましょう。
- 市民は、近隣の空き家に関する情報を市に連絡しましょう。
- 不動産関係団体は、適切に管理された空き家や空き家が除却された跡地が有効活用されるよう協力しましょう。

施策 7

ごみの減量化とリサイクルの推進

施策の目指す姿

4R (Refuse (ごみになるものを断る)、Reduce (ごみを減量する)、Reuse (不用になったものを再利用する)、Recycle (ごみの分別により再資源化する)) の意識が定着し、市民、市民団体、事業者などと市の協働により、ごみの発生が抑制されるとともに、分別が徹底されることにより、効率的で効果的なリサイクルが推進されるリサイクル都市となっています。

施策の現状

家庭の生ごみや剪定枝などの有機資源のリサイクル事業により、もやすごみの排出量は減少傾向にあります。また、集積所に出されたごみの中には、資源物が混入していることがあるので、収集後に選別しリサイクルを推進しています。

さらに、埋立て処分していた焼却灰を全量資源化したことにより、再生利用率は約 34%と、全国的に上位となっており、埋立て処分している量についても、ごみ全体の約 0.7%に留まっています。

ごみの減量や不用品の再利用については、情報発信の拠点であるリサイクルプラザの運営や「ノーレジ袋デー」の推進を市民と協働して実践しています。

事業系ごみについては、事業者などに対し適正な分別や処理に関する指導を行っています。

施策の課題

- 循環型社会の形成に向け、リサイクル意識の向上、ごみの発生抑制や分別、資源化のさらなる推進が必要です。

主なとりくみ

(1) 4Rの普及啓発・教育の充実

- 市民、市民団体、事業者などのごみ減量やリサイクルなどに向けて、あらゆる機会をとらえて、4Rの啓発活動を実施します。
- 市民、市民団体、事業者などがごみの減量化やリサイクルに取り組めるよう、ごみに関する情報をいつでも提供できる体制を充実します。
- 引き続き市内全小学校への副読本の配布により、ごみ処理の学習を行うとともに、出前講座も実施します。

(2) ごみ発生抑制の推進

- 「毎日がノーレジ袋デー」の周知や生ごみの家庭内処理などへの支援を通じて、身近なところから始めるごみの発生を抑制します。
- 事業系ごみのさらなる減量化を図るため、ごみの排出状況の把握などにより、状況に応じた指導を実施します。
- ごみ収集の有料化など、ごみの発生抑制に関する新たな取り組みについて、調査を進めます。

(3) 廃棄物のリサイクル推進

- リサイクル情報の発信拠点であるリサイクルプラザの運営を充実します。また、びん・缶、古紙・古布、ペットボトル、プラスチックなどの分別収集を周知徹底し、適正な処理を推進します。
- 家庭の生ごみや剪定枝などの有機資源のリサイクルをより一層推進します。
- 稲荷山環境センターから発生する焼却灰を資源化し、有効活用します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成26年度	平成32年度
市民一人あたりのもやすごみ排出量	414 g / 人・日	380 g / 人・日
再生利用率(廃棄物の資源化量 ÷ 廃棄物の総排出量)	33.9%	35.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ごみへの関心を持ち、ごみに関する情報を活用しましょう。
- マイバッグの携帯や生ごみ処理機器などを利用し、ごみを減量しましょう。
- リサイクル商品を積極的に使用しましょう。
- ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進しましょう。

施策 8

廃棄物の適正な処理

施策の目指す姿

廃棄物の収集から中間処理を経て最終処分に至るまで、安全で効率よく廃棄物の適正な処理により、衛生的な生活環境が保たれています。また、廃棄物処理施設の跡地が、適切な整備と安全な管理のもとに、地域住民をはじめ広く市民の交流の場として活用されています。

施策の現状

経済活動や生活様式の変化などに伴い、ごみの分別収集の品目は7種類にのぼり、ごみ収集所では同一日に異なる収集品目が重なることが多くなっています。

既存の廃棄物処理施設の安定稼働のため、日常点検及び定期的な保守点検の実施を徹底するとともに、計画的な設備改修及び基幹的設備の更新などにより、平成40年までを目標とした施設の長寿命化を図っています。

ごみの最終処分場については、廃棄物の埋め立てを終了し、現在は、施設の管理と降雨により浸透した水の浄化処理を行っています。

また、浄化センターについては、公共下水道の普及により、施設規模を縮小して更新したため、敷地内にある旧施設の一部を撤去しており、地域住民との十分な合意形成に基づき、跡地の適切な整備と安全な管理のための事業を実施しています。

施策の課題

- 廃棄物を適正に処理するため、収集体制の効率化や廃棄物処理施設の安定稼働、施設跡地の有効活用、並びに施設の老朽化に伴う焼却施設の更新が必要です。

主なとりくみ

(1) 廃棄物収集体制の効率的な運用

- ごみの収集回数や収集日などを見直し、より効率的な収集体制の運用に向けて取り組みます。

(2) 廃棄物処理施設の適正な管理と更新

- 安全で安定した廃棄物処理を推進するため、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な改修などにより、引き続き施設の長寿命化に取り組みます。
- 施設の更新に向けて、近隣市町の実施状況を調査し、施設規模・更新時期・更新費用などについて検討します。

(3) 廃棄物処理施設跡地の適切な管理と有効活用

- 廃棄物処理施設の跡地について、安全性に配慮した適切な管理を行うとともに、有効活用するため、計画的な整備を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
稲荷山環境センター延命化事業 実施後の二酸化炭素排出量	3,052 トン	2,440 トン

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 廃棄物処理施設の安定的な稼働のため、ごみの分別を励行しましょう。
- ごみ出しを自力で行うことが難しい人を地域で支援しましょう。